

経済産業省

20210303 保局第 2 号

令和 3 年 3 月 3 日

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について
(20210215 保第 1 号) の施行文書の訂正について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について (20210215 保第 1 号) の
施行文書の一部を次のとおり訂正する。

訂正前	訂正後
附則 1. この規程は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行の日から施行する。 2. (略)	附則 1. この規程は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和三年経済産業省令第九号）の施行の日から施行する。 2. (略)

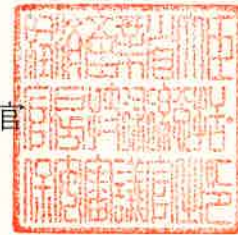
経済産業省

20210215 保局第1号

令和3年3月1日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（通知）

今般、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「規則」という。）を改正し、製造設備及び製造方法に係る技術上の基準の一部について性能規定化を行いました。先に改正した貯蔵及び廃棄に係る基準とあわせこれらの運用を明確にするため、基準への適合性評価について別添のとおり定めましたので通知します。

なお、火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（令和元年12月23日付20191203保局第1号）及び火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）（令和元年12月23日付20191203保局第1号）については、廃止します。

別添：火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について

経済産業省

20210215 保局第1号

令和3年3月1日

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について別紙のとおり制定する。

附則

1. この規程は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行の日から施行する。
2. 火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（20191203保局第1号）及び火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）（20191203保局第1号）は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行の日限り廃止する。

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について

1. 総則

火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第 4 条、第 4 条の 2、第 5 条、第 5 条の 2、第 16 条、第 24 条、第 24 条の 2、第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条、第 27 条、第 27 条の 4 及び第 67 条の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添 1「火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）」、別添 2「火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）」又は別添 3「火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）」（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

2. 許可、届出及び検査の手続における取扱い

(1) 機能性基準が関与する許可申請、届出、検査申請（以下「申請等」という。）において、適用すべき機能性基準への適合性評価に係る当該申請等の詳細な技術的事項（以下「申請基準」という。）が例示基準に基づくときは、当該申請等の手続における取扱いは規則に定めるところによる。

(2) 申請者は、申請等において適用すべき機能性基準への適合性評価に係る申請基準が例示基準に基づかないときの手続における取扱いは、規則に定めるところのほか、原則として次のイ及びロに掲げる資料を添付しなければならない【注 1】。

イ. 当該申請において適合性評価を行う詳細な技術的事項

ロ. イの申請基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

(3) 申請者は、申請時において、(2) イ及びロの評価にあたり専門的知見を要すると申請者が判断したときは、申請基準の機能性基準適合に関する有識者による評価書を提出することとする。また、経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市の求めがあったときも同様に、有識者による評価書を提出することとする。【注 2】

注 1) 申請基準について、すでに機能性基準への適合性評価が行われている事例があるときは、一部の資料を省略することを妨げない。

注 2) 有識者による評価書の作成にあたっては、次のような評価委員会を開催して、申請基準の機能性基準適合に関する意見等を取りまとめ

ることが望ましい。また、有識者は利害関係のない者であることが望ましい。

- ・ 3名以上とする。
- ・ 有識者は、①～⑥の専門分野について、火薬類の種類、その取扱方法、申請基準の内容等に応じて選定する。
 - ①火薬類取締に関する法令に深い見識と知識を有する者
 - ②火薬学を修得し、火薬類の製造方法に精通した者
 - ③火薬学を修得し、火薬類製造所等の保安管理技術に精通した者
 - ④火薬学を修得し、火薬類の性能評価・試験方法に精通した者
 - ⑤火薬類の取り扱い（貯蔵、運搬、消費、廃棄等）の実務に精通した者
 - ⑥その他、機械工学・安全工学、電気工学・電子工学、有機化学・化学工学の学識経験者

3. 経済産業省における例示基準の改正及び追加

- (1) 経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、適合性評価を行った申請基準を新たに例示基準へ追加規定することの可否について、申請者に確認を行うこと。
- (2) (1)において、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、追加規定が可能と回答があった申請基準について、意見を付して、経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付に提出すること。